

# 男女共同参画社会の実現に向けて

## ちょっと復習してみよう♪

男女共同参画社会とは、一人ひとりが性別にかかわらず、自立した個人として、その能力と個性を十分に発揮することができる社会です。

そして、男女が均等にあらゆる分野（政治的・経済的・社会的・文化的分野など）にともに参画でき、ともに責任を担う社会です。



くまぞうせんせい

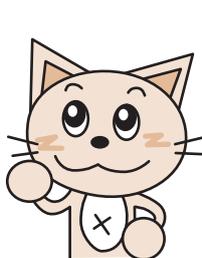
## 男女共同参画社会基本法第5条

### 〈政策等の立案及び決定への共同参画〉

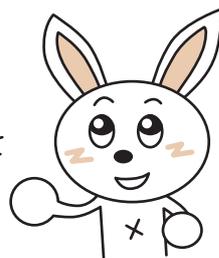
第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

市が行う事業・サービスをうけるのは男性も女性も同じですが、その内容について話し合う委員会や審議会における女性委員の割合はどのくらいなのでしょう。

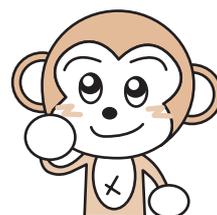
今回は、**市が開催する会議への女性の参画状況**についてみてみよう！



にゃんた



うさこ



さるきち

## いなべ市における委員会や審議会などへの女性の参画状況

委員会 審議会数	うち女性委員を含む 委員会・審議会数	委員会・審議会の 総委員数	うち女性委員	女性比率
20	13	229人	29人	12.7%

(平成18年4月1日現在)

いなべ市における法律や条例により設置されている委員会・審議会の数は、全部で20あり、そのうち女性が委員として参画しているのは、13で半数にもおよびません。

さらに、総委員数に占める女性委員の割合をしてみるとわずか29人で、女性比率が12.7%しかありません。